# 2025年 司法書士本試験

# 本試験<詳細>分析会

午前の部 択一式

講師レジュメ

辰已法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰已法律研究所

# 講師レジュメ①・午前択一

松本 雅典

## 1 形式

## 1. 組合せ問題・単純正誤問題・個数問題

		憲法	民法	刑法	会社法(商法)	合計
組合せ	R7	3	20	3	9	35
	R6	3	2 0	3	9	3 5
	R5	3	2 0	1	9	3 3
	R4	3	2 0	3	8	3 4
	R3	3	2 0	3	8	3 4
単純	R7					0
正誤	R6					0
	R5			2		2
	R4				1	1
	R3				1	1
個数	R7					0
	R6					0
	R5					0
	R4					0
	R3					0

# 2. 知識問題・学説問題

		憲法	民法	刑法	会社法(商法)	合計
知識	R7	3	20	3	9	35
	R6	3	2 0	3	9	3 5
	R5	3	2 0	3	9	3 5
	R4	3	2 0	3	9	3 5
	R3	3	2 0	3	9	3 5
学説	R7					0
	R6					0
	R5					0
	R4					0
	R3					0

<sup>\*</sup>令和元年度は、憲法において学説問題が出題(第3問)

<sup>\*</sup>平成29年度は、憲法において肢レベルで学説問題が出題(第2間・ウ、第3間・エ・オ)。 かつての刑法の出題形式。

# 2 分析表

## ※「Rank」分け

· A:70%以上

· B:70%未満~40%以上

· C:40%未満

## 1. 科目別

		憲法	民法	刑法	会社法(商法)	合計
R7	Α	2	14	2	7	25
基準点:?問	В	1	5	1	2	9
	O		1			1
R6	Α	2	15	2	9	28
基準点: 26 問	В	1	4	1		6
	C		1			1
R5	Α	3	14	2	8	27
基準点: 26 問	В		4	1	1	6
	С		2			2
R4	Α	2	15	2	6	25
基準点:27問	В	1	5	1	2	9
	С				1	1
R3	Α	3	19	3	4	29
基準点:27問	В		1		5	6
	С					0

#### 2. 問題別・肢別

※「T」はテキストまたは過去間にある肢です。テキストのページ数は、以下のテキストのものです。

#### 憲法

・『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』

#### 民法

・表の上段:『【第4版】司法書士試験 リアリスティック1 民法 I [総則]』

『【第4版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ [物権]』

『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』

『【第2版】リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』

『【第3版】リアリスティック供託法・司法書士法』

Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座のレジュメ

・表の下段:『【第4版】司法書士試験 リアリスティック1 民法 [ 総則]』

『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権]』

『【第5版】司法書士試験 リアリスティック3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』

『【第2版】リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』

『【第3版】リアリスティック供託法・司法書士法』

Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座のレジュメ

#### 刑法

・『司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』

#### ■会社法(商法)

- ・『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法 []
- ・『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』
- ※「過X」のマークをつけている問題 :過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題 (2択や3択までいくものも含む)
- ※「テX過X」のマークをつけている問題:テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題(2択や3択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第1問	ア	90.1%	A	Т	P15	R 1-1-ウ
	1			Т	P15	(R 5-1-ア、R 1-1-オ)
	ウ			Т	P14	H 25- 1 -イ
	I			Т	P45	H30-1-オ
	オ			Т	P13	R 1-1-エ
第2問	ア	66.9%	В	Т	P159	
過X	1					
	ウ					
	I			Т	P209	
	オ					
第3問	ア	72.2%	A	Т	P233 (232)	H27-3-①、H27-3-②
	1			Т	P234	H27-3-5、H22-3-3
	ウ			Т	P237	H30-3-イ
	I			Т	P237	
	オ			Т	P236 · 238	H30-3-オ、(H24-3)、H22-3-
	7					5
第4問	ア	90.8%	A	Т	I P92	
過X	<i>y</i>				I P92	
	,			Т	I P92	II 1 10 1
	1				I P92	Н 1 -13- 1
	ゥ			Т	I P91	
	.)				I P91	
	I			Т	I P92	H18-8-1, H8-16-1
	4				I P92	П10-0-1, П0-10-1
	オ					
	7					

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第5問	ア	89.7%	A	Т	I P101	1104 4 3
	<i>)</i> .				I P101	H24-4-ウ
	1			Т	<b>Ⅲ</b> P180	(H24-4-オ、H 3-8-エ)
	7				<b>Ⅲ</b> P180	(n24-4-4, n 3-6-4)
	ゥ			T	I P101 (ⅢP180)	H15-20-ウ、H8-5-ウ
	.)				I P101 (ⅢP180)	П15-20-У, П 6-5-У
	エ			Т		H24-4-ア
	オ					
第6問	ア	89.7%	A	T	I P157	
	<i>J</i> *				I P157	H26-5-イ、H22-5-イ、S60-20
				Т	I P154	R 4-5-エ、H11-4-エ
	1				I P154	К 4-0-4, ПП-4-4
	ウ			Т	I P162	H16-5-オ、H4-2-ア、S61-8
	.)				I P162	-1
	ェ			T	I P164	H14-4-5、H4-2-イ、S61-8
	4				I P164	- 5
	オ			T	I P155	(H30-19-オ、S57-6-3)
	7)				I P155	(1130-19-4 / 337-0-3)
第7問	ア	87.5%	A	Т	II P12	R 3-7-ア、H29-8-オ、H24-8
	<i>)</i>				II P12	-4、H18-11-イ、H14-8-エ
	1			Τ	II P13	H18-11-オ
	7				II P13	П10-11-4
				T	II P129	H30-10-オ、H24-9-ア、H19-10-
	ウ				II P129	ウ、H15-11-ア、H14-8-オ、H10-
						9-オ、H 5-10-ウ、H 4-11-ウ
	ェ			Τ	II P10	R 3-7-ウ、H26-7-ウ、H 1-5
	+				II P10	- 3
	オ			Τ	II P173 (170)	H30-11-オ、H16-10-5
	7				II P173 (170)	1100-11-4 / 1110-10-0

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第8問		94.1%	A	Т	Ⅲ P209	R 1-8-オ、H27-7-ウ、H17-8
	ア				Ⅲ P209	-イ、H11-16-イ、H10-14-エ、H
						8-9-オ、H 2-7-3
	1			T	II P36	H 13- 6 - 1
	7				II P36	П 19-0 - 1
				T	II P40	R 2-7-エ、H28-22-3、H25-7
	ウ				II P40	-ア、H17-8-エ、H 6-18-ア、H
						4-14-イ、S 58-15-4
	ェ			T	II P27	R 2-7-ウ、H28-7-イ、H24-7
	-				II P27	-ウ、H17-8-ウ、H16-11-イ
	オ			T	II P33	R 5 - 7 - オ、R 1 - 14-イ、H 29-8
	ر				II P33	- <b>ア</b>
第9問	ア	87.2%	A	T	II P56	R 1-9-エ、H17-9-ウ、H16-9
	,				II P56	-イ、H 5-9-エ
	1			Τ	II P53	H 25- 8 - 1
	_				II P53	1120-0-1
	ゥ			Τ	II P53	H30-8-ア、H25-8-3、H17-9
	)				II P53	-1
	I			Т	II P57	H30-8-オ、H20-11-エ、H5-14-
	_				II P57	1
	オ			Τ	II P58	H28-8-7
	۲				II P58	1120-0-7
第10問	ア	70.7%	A			
過X						
	1					
	ゥ			T	II P150・訴 P66	
					II P150・訴 P66	
	ェ			Т	II P150	
	-				II P150	
	オ			Т	II P151	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				II P151	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第11問	ア	72.2%	A	Т	II P181	H25-11-エ、H13-9-ア、H9-13-
	<i>y</i>				II P181	オ、H 5-13-7つ目
	1					
	•					
	ゥ			Т	II P215	R 1-12-エ
					II P215	K 1 12 —
	ェ			Т	II P247	
	_				II P247	
	オ			Т	II P349	H30-15-ア、H24-15-エ、H19-12-
	,				II P349	1
第12問	ア	76.9%	A			
	,					
	1			Т	II P209	H30-12-エ、H24-11-エ
	•				II P209	1100 12 ( 1121 11
	ゥ			Т	II P200	H22-11-エ、H16-14-ウ、H10-12-
					II P200	エ
	ェ			Т	II P204	R 3-11-イ、H26-11-ウ
					II P204	
	オ			Т	II P204	R 3-11-オ
					II P204	11 0 11 1
第13問	ア	43.0%	В			
	•					
	1			Т	II P227	R 4-14-ア、H27-13-エ
	•				II P227	
	ゥ			Т	II P225	R 4-14-ウ、R 3-12-オ、H19-13-
					II P225	イ、S 62-14-1
	I			Т	II P226	
					II P226	
	オ					

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第14問		73.6%	A	Т	II P282	H28-13-ウ、H26-13-ア、H21-14-
	ア				II P282	ウ、H17-15-ウ、H12-16-3
	,			Т	II P273	H28-13-イ、H25-14-オ、H23-14-
	1				II P273	ア、H16-16-ア
	ゥ			Τ	II P279	H26-13-オ
					II P279	П 20-13-4
	ェ			Τ	II P284	H28-13-オ、H23-14-オ、H17-15-
	_				II P284	エ、H12-16-5,H6-13-ア
	オ			Τ	II P275	H28-13-エ、H23-14-ウ、H21-14-
					II P275	オ
第15問	ア	60.3%	В			
	1					
				- Т	II D204	H1510 > H1010 + H11111
	ゥ	ל		Τ	II P324	H15-16-ア、H12-10-ウ、H11-11- 5
				Т	II P324 II P318	3
	エ			1	II P318	H26-12-エ、H4-9-4
					11 310	
	オ					
第16問		32.4%	С	Т	<b>Ⅲ</b> P122	
過X	ア				Ⅲ P122	H 3-18-イ
O				Т	供 P44	
	1				供 P44	
	ウ					
	I			Т	訴 P331	
					訴 P331	
	オ			Τ	ШР119	H27-18-ウ、S63-5-2
	\J				<b>Ⅲ</b> P119	1147-10-77 500-5-2

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第17問	ア	74.0%	A	Т	ⅢP19 (155)	
過X	<i>J</i> *				<b>Ⅲ</b> P19 (155)	
	1			Τ	<b>Ⅲ</b> P144	H30-17-オ
	7				<b>Ⅲ</b> P144	П Э0-17-4
	ウ			Τ	<b>Ⅲ</b> P159	H18-17-オ
	.)				<b>Ⅲ</b> P159	П10-17-4
	ェ			Τ	<b>Ⅲ</b> P158	R 5-7-ウ、H18-17-ウ
	4				<b>Ⅲ</b> P158	K 3-7-95 1110-17-9
	オ			Τ	Ⅲ P159	
	ر،				<b>Ⅲ</b> P159	
第18問	ア	66.7%	В			
	1			Τ	<b>Ⅲ</b> P74	H25-16-ウ
	•				<b>Ⅲ</b> P74	1120 10 /
	ゥ			Τ	<b>Ⅲ</b> P171	
					<b>Ⅲ</b> P171	
	ェ			Τ	<b>Ⅲ</b> P172	H 26-17-ア
					<b>Ⅲ</b> P172	1120 11 /
	オ			Т	<b>Ⅲ</b> P171	
					<b>Ⅲ</b> P171	
第19問	ア	78.0%	A	T	Ⅲ P287	
過X					Ⅲ P287	
	1			Т	<b>Ⅲ</b> P272	
	•				<b>Ⅲ</b> P272	
	ゥ			Τ	Ⅲ P264	
					Ⅲ P264	
	ェ			Τ	<b>Ⅲ</b> P261	
					Ⅲ P261	
	オ			Τ	Ⅲ P286	(H29-18-エ)
					<b>Ⅲ</b> P286	( <b>-2</b> -2 ,

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第20問		86.8%	A	Т	<b>Ⅲ</b> P389	R 3-20-エ、H24-21-エ、H18-22-
	ア				<b>Ⅲ</b> P387	2、H14-19-ア、H 5 -19-ウ、H 3
						-12- 5
	1			Т	<b>Ⅲ</b> P381	H15-21-ア
	7				<b>Ⅲ</b> P379	П 15-21- /
	ゥ			Τ	Ⅲ P385	H23-21-オ、H13-19-1
	9				<b>Ⅲ</b> P383	П25-21-4 、П15-19-1
	I			Τ	<b>Ⅲ</b> P377	H25-20-エ、H3-9-1
	_				<b>Ⅲ</b> P377	1125-20-4, 113-9-1
	オ			Τ	Ⅲ P392	(H30-20-ウ)
	\ <u>\</u>				<b>Ⅲ</b> P389	(1130-20-7)
第21問	ア	62.9%	В	Τ	Ⅲ P515	R 2-22-ア、H12-19-エ
					<b>Ⅲ</b> P515	K 2-22-) √ 1112-19-4
	1			Τ	Cランク講座 P12	
	7				<b>Cランク講座 P12</b>	
	ゥ			Τ	<b>Ⅲ</b> P518	
					<b>Ⅲ</b> P518	
	I			Τ	Ⅲ P520	R 2-22-イ、S 63-20-1
	_				Ⅲ P520	K 2-22-71 \ 505-20-1
				T	<b>Ⅲ</b> P476	H27-22-イ、H23-22-エ、H20-24-
	オ				<b>Ⅲ</b> P476	オ、H17-23-エ、H14-21-ア、H 8
						-21-ア、H 2-6-2
第22問	ア	65.9%	В	Τ	Ⅲ P555	
週X					Ⅲ P555	
	1			Τ	III P560	R 4-23-エ
					Ⅲ P560	K 4-20-44
	ゥ			Τ	Ⅲ P559	
					Ⅲ P559	
	I			Τ	Ⅲ P555	
	_				Ⅲ P555	
	才					
	,,					

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第23問		87.2%	A	Т	III P562	
	ア				Ⅲ P562	H20-24-ア、H2-21-2
				Т	<b>Ⅲ</b> P570	*****
	1				<b>Ⅲ</b> P570	H25-23-ア、S63-22-5
				Т	III P565	11 0 01 1
	ウ				III P565	Н 2-21-1
	_			T	Ⅲ P567	
	エ				Ⅲ P567	
	オ			Τ	Ⅲ P562	Н 2-21-4
	7)				Ⅲ P562	П 2-21-4
第24問	ア	61.2%	В	Т	P29	Н27-24-ア、Н7-26-1
	1			Т	P85	R 3-24-イ、R 1-24-オ、H26-24-
	1					イ、H14-25-5、H2-25-1
	ウ			Т	P23	H27-24-オ、H23-24-オ
	I			Т	P29	Н27-24-ア、Н7-26-1
	オ			Т	P24	R 3-24-エ
第25問	ア	88.3%	A	T	P252	H 6-23-オ
	1					
	ウ					
	I			Т	P253	S 62-24- 5
	オ			Т	P252	H 6-23-イ
第26問	ア	73.2%	A	Т	P200 (193)	H29-26-オ、H7-25-1
₹X	1			Т	P201	
過X	ウ					
	エ					
	オ					

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第27問	ア	85.7%	A	Т	I P82	R 1-27-イ、H18-32-ウ
	1			Т	I P338	
	ウ			Т	I P86	R 3-27-エ
	I			Т	I P80	H21-27- 1
	オ			Т	I P98	
第28問	ア	82.8%	A	Т	I P300	H23-30-ア、H13-32-2
	1			T	I P162	H16-28、H12-32-イ、H 7 -29
	ウ			T	I P159	
	エ			T	I P161	H 26-29-イ
	オ			Т	I P152	H30-28-ア、H 1 -38- 2
第29問	ア	86.4%	A			
	1			T	II P52	R 3-29-2、H23-29-ウ
	ウ			Τ	II P73	R 3-29-1
	I			T	II P106	H30-29-オ、H17-29-ウ
	オ			T	II P388	
第30問	ア	77.6%	A	T	I P504	(H15-14-エ)
	1			T	I P504	H23-31-オ
	ウ					
	エ			Т	I P266 (268)	H28-30-イ
	オ			Т	I P505	
第31問	ア	71.7%	A	Τ	II P137	午後H27-31-エ
	1			Τ	II P125	H29-32-ウ、H18-28-ウ
	ウ			Т	II P386 (388)	午後 S 60-39-3
	_			T	II P142	H29-32-エ、H23-32-ア、H19-32-
	エ					ア
	オ			Т	II P147	H29-32-オ、H19-32-エ

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第32問	ア	46.7%	В	Т	I P362	H30-30-ウ、H14-30-オ、H 6 -31-
	<i>y</i>					エ
	1					
	ウ			Т	I P520	Н 7-32-4
	エ			Т	I P311	
	オ			Т	II P151	
第33問	ア	88.6%	A	Τ	II P226	H23-34-ア、H21-31-ア、H20-35-
						ウ、H15-28-3、H1-39-1
	1			Τ	II P223	H29-33-イ、H24-33-ウ、H23-34-
	-1					ウ
	ゥ			T	II P207	H30-32-1、H23-27-ア、H14-34-
						7
	I			Τ	II P225	R 4-33-ア、H30-32-5、H 5-30-
						ア
	オ			Т	II P209	(午後H24-34-オ)
第34問	ア	85.7%	A	Т	II P318	
過X	1			Т	II P318	
	ウ			Т	II P308	H18-29-オ
	I			Т	II P296	
	オ			T	II P386	
第35問	ア	67.4%	В	Т	II P517	(R2-35-イ)
過X	1			Т	( II P516)	(R 2-35-ウ)
	ウ			Τ	II P517	
	I			Т	II P518	
	オ			Т	II P518	

	R7	R6	R5	R4	R3
過去問のみで正解可能	25 問	20 問	24 問	19 問	19 問
テキスト・過去問で	34 問	33 問	34 問	33 問	32 問
正解可能					

## 3. 過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの(ex. 平成 30 年度、平成 21 年度、平成 14 年度で出題されていれば平成 30 年度のみでカウント)

57 58 59 60 61 62 63  1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   1   12   13   14   15   16   17   18   19   20   21   22   23   24   25   26   27   28   29   30   1   2   3   4   5   6	
	0%
3	3%
5	7%
10	17%
5 11	21%
6	27%
16	42%
6 17	48%
6 8	53%
8 8	61%
5 12	65%
6 9	71%
4 9	75%
4 12	79%
1 13	79%
1 4	80%
	81%
0 3	81%
	85%

57585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 2 1 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 5	6
0 9	85%
2 9	87%
<b>3</b> 7	90%
1 5	91%
1 9	92%
<b>O</b> 4	92%
O 5	92%
0 3	92%
O 3	92%
0 1	92%
1 4	93%
<b>2</b> 5	94%
O 5	94%
0 6	94%
1 5	95%
<b>2</b> 4	97%
1 6	98%
0 4	98%
1 3	99%
0 2	99%
1 2	100%
0 2	100%
0	100%
0 1	100%
1	100%

#### cf. 令和6年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの (ex. 平成 30 年度、平成 21 年度、平成 14 年度で出題されていれば平成 30 年度のみでカウント)

57585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 5	
2	2%
3	5%
1	7%
8	15%
7	23%
4 8	27%
6	34%
6	40%
8 9	49%
1 9	50%
<b>4</b> 4	54%
6 6	61%
3 11	64%
7 6	71%
<b>4</b> 15	76%
3 11	79%
2 7	82%
1 6	83%
<b>2</b> 5	85%

57585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 5	
<b>0</b> 11	85%
<b>3</b> 3	88%
<b>2</b> 5	90%
<b>O</b> 5	90%
1 2	91%
0 4	91%
<b>3</b> 5	95%
O 6	95%
0	95%
0 2	95%
1	96%
1 6	97%
<b>0</b> 5	97%
O 3	97%
2	99%
0 6	99%
1 2	100%
<b>O</b> 2	100%
0 1	100%
0	100%
0	100%
0 1	100%
0	100%

#### cf. 令和5年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの(ex. 平成 30 年度、平成 21 年度、平成 14 年度で出題されていれば平成 30 年度のみでカウント)

※コンソノ 仲は里核の田越を考慮したもの(ex. 干成 50 干皮、干成 21 干皮、干成 14 干皮 く田越されていれば干成 50 干皮のみ くガランド)	
57585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4	
1	1%
1	2%
2	4%
7	11%
9	20%
8	28%
<b>5</b> 10	33%
7 6	40%
7	47%
3 1	51%
4 7	55%
3 8	58%
<b>2</b> 5	60%
2 6	62%
4 6	66%
5 8	71%
2 9	73%
2 8	75%
2 6	77%
	-

57585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4	
<b>3</b> 3	80%
<b>3</b> 8	83%
0 7	83%
<b>3</b> 2	86%
2 5	88%
<b>O</b> 4	88%
0	88%
O 5	88%
<b>2</b> 2	90%
0 8	90%
1 6	91%
<b>2</b> 5	93%
2 5	95%
2 6	97%
0 7	97%
1 5	98%
2 4	100%
0 3	100%
0 2	100%
0	100%
<b>O</b> 3	100%
0 2	100%
2	

#### cf. 令和4年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの (ex. 平成 30 年度、平成 21 年度、平成 14 年度で出題されていれば平成 30 年度のみでカウント)

57585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3	4
1	1%
2	3%
1	4%
9	14%
5	20%
6	27%
9 7	37%
8 12	46%
8 9	54%
7 11	62%
O 10	62%
3 3	66%
2 11	68%
5 7	73%
1	74%
4 5	79%
2 9	81%
2 6	83%
<b>2</b> 5	86%

57585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3	4
<b>2</b> 3	88%
O 10	88%
0 5	88%
1 4	89%
1 5	90%
0 7	90%
1 9	91%
0 2	91%
1 2	92%
O 13	92%
0 4	92%
0 4	92%
0 3	92%
1 3	93%
O 5	93%
0 2	93%
0 2	93%
<b>5</b> 3	99%
O 6	99%
0 4	99%
1 1	100%
2	

#### cf. 令和3年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの (ex. 平成 30 年度、平成 21 年度、平成 14 年度で出題されていれば平成 30 年度のみでカウント)

5657585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2	3
3	3%
1	4%
<b>2</b> 2	6%
13	20%
7	28%
5 8	33%
7 7	40%
<b>5</b> 11	46%
4 6	50%
<b>6</b> 7	56%
7 7	64%
1 9	65%
2	67%
6 4	73%
1 8	74%
0 3	74%
<b>O</b> 5	74%
1 3	75%
<b>2</b> 2	78%

56 57 58 59 60 61 62 63 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2	3
1 7	79%
1 3	80%
1 5	81%
O 3	81%
1 2	82%
2 2	84%
0 3	84%
0 0	84%
<b>3</b> 3	87%
1 7	89%
4 7	93%
<b>3</b> 5	96%
0 3	96%
O 5	96%
0 2	96%
<b>2</b> 3	98%
1 4	99%
O 4	99%
O 0	99%
0 1	99%
1 2	100%

#### cf. 令和2年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの(ex. 平成 30 年度、平成 21 年度、平成 14 年度で出題されていれば平成 30 年度のみでカウント)

※コンケケ 体は重核の田越を考慮したもの(ex. 干成 30 平反、干成 21 平反、干成 14 平反 C田越されていれば干成 30 平反のみ Cガウンド)	
60 61 62 63  1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   11   12   13   14   15   16   17   18   19   20   21   22   23   24   25   26   27   28   29   30   1	2
1	1%
1	2%
0	2%
9	12%
6	19%
13	33%
3 14	37%
<b>3</b> 5	40%
<b>3</b> 9	43%
1 4	44%
5 3	50%
9 7	60%
3 13	63%
3 7	67%
2 5	69%
1 4	70%
3 7	73%
2 10	76%
6 3	82%

60 61 62 63 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1	2
1 9	83%
2 4	86%
O 5	86%
2 8	88%
O 6	88%
2 7	90%
0 6	90%
2 2	92%
O 6	92%
1 3	93%
2 6	96%
2 7	98%
1 9	99%
O 6	99%
O 6	99%
1 1	100%
4	100%

#### cf. 令和元年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの (ex. 平成 29 年度、平成 21 年度、平成 14 年度で出題されていれば平成 29 年度のみでカウント)

585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 101112131415161718192021222324252627282930	1
2	2%
2	5%
0	5%
7	13%
5	19%
8 6	28%
<b>3</b> 9	32%
1 4	33%
<b>4</b> 4	37%
3	41%
3 6	45%
1	46%
5	52%
6 8	59%
2 9	61%
<b>5</b> 5	67%
1	68%
<b>3</b> 5	72%

58 59 60 61 62 63 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1
0 4	72%
1 1	73%
1 7	74%
1 5	75%
1 4	76%
<b>3</b> 3	80%
<b>5</b> 4	86%
O 12	86%
O 6	86%
2 2	88%
2 3	91%
<b>2</b> 7	93%
O 5	93%
1	94%
2	96%
2	99%
0	99%
1 2	100%

#### 4. 出題の根拠

	憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
条文	0肢(0%)	<u>59 肢</u> (59.0%)	0 肢 (0%)	<u>43 肢</u> (95.6%)	<u>102肢</u> (58.3%)
判例	<u>12肢</u>	24 肢	<u>15肢</u>	2 肢	53 肢
	(80.0%)	(24.0%)	(100%)	(4.4 %)	(30.3%)
通説	3 肢	17 肢	0 肢	0 肢	20 肢
	(20.0%)	(17.0%)	( 0 %)	( 0 %)	(11.4%)

#### cf. 令和6年度

	憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
条文	4 肢	<u>77 肢</u>	1 肢	<u>44 肢</u>	<u>126肢</u>
	(26.7%)	<u>(77.0%)</u>	(6.7 %)	(97.8%)	(72.0%)
判例	<u>10肢</u>	22 肢	<u>14肢</u>	1 肢	47 肢
	(66.7%)	(22.0%)	(93.3%)	(2.2 %)	(26.9%)
通説	1 肢 (6.7 %)	1 肢 (1.0 %)	0肢(0%)	0肢(0%)	2 肢 (1.1 %)

## cf. 令和5年度

	憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
条文	4 肢	<u>81 肢</u>	<u>8肢</u>	<u>41 肢</u>	<u>134 肢</u>
	(26.7%)	(81.0%)	(53.3%)	(91.1%)	(76.5%)
判例	<u>11 肢</u>	17 肢	7 肢	2 肢	37 肢
	(73.3%)	(17.0%)	(46.7%)	(4.4%)	(21.1%)
通説	0 肢(0%)	2 肢 (2.0%)	0肢(0%)	2 肢 (4.4%)	4 肢 (2.2%)

## cf. 令和4年度

	憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
条文	4 肢	<u>62 肢</u>	4 肢	<u>44 肢</u>	114肢
	(26.7%)	(62.0%)	(26.7%)	(97.8%)	(65.1%)
判例	<u>11 肢</u>	27 肢	10肢	1 肢	49 肢
	(73.3%)	(27.0%)	(66.7%)	(2.2%)	(28.0%)
通説	0 肢	11 肢	1 肢	0 肢	12 肢
	(0%)	(11.0%)	(6.6%)	(0%)	(6.9%)

# 3 内容および令和8年度の対策

## 1. 各科目の令和7年度の内容および令和8年度の対策

注意

令和7年度の傾向のみから令和8年度の対策を考えず、近年の傾向から考える

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策
	分野 過 問 総論	<b>令和7年度の内容</b> 過去間で正解できる問題が近年は多い 第1問・第3問 R6 2/3問 R5 2/3問 ①なし ※H28-2で、「主権の概念」というこれまでと違った傾向の出題	過去問の重要性は徐々に高くなっているが、未出分野の対策も必ず行う  ①憲法の分類  1. 内容による分類  形式的意味の憲法 : 憲法という名前がついていれば憲法。内容は問わない。 ex. 日本国憲法  固有の意味の憲法 : 国家の統治の基本を定めていれば憲法 ex. 日本国憲法  主関家の統治の基本を定めていれば憲法 ex. 日本国憲法  に関有の意味の憲法 : 国家の統治の基本を定めていれば憲法 をx. 日本国憲法  に は は は は は は は は は は は は は は は は は は
			いれば憲法 ex. 日本国憲法  2. 形式による分類 成文憲法:憲法典の条文の形式による憲法 ex. 日本国憲法  - 不文憲法:憲法典の条文の形式によらない憲法 ex. イギリスの憲法(権利章典、国会法など)

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策
			3. 改正のしやすさによる分類
			便性憲法 : 憲法改正に特別の手続を要する憲法
			ex. 日本国憲法
			上   軟性憲法 : 通常の立法手続と同じ要件で改正できる憲法
			ex. イギリスの憲法
			4. 制定主体による分類
			ex. 日本国憲法
			Websterly, There's a restrict to the head of
			上 欽定憲法: 君主によって制定された憲法
			ex. 明治憲法
	人権	①新しい判例(平成20年	①判例学習
		以降)の出題あり	・新しい判例(平成 20 年以降)の対策も行う(テキ
		・第1問・イ	ストや答練・模試)
		(最判平 26.7.18)	∵R 6 - 1 - エ (最判平 20.4.11)
			R5-3-オ (最判平 25.3.21)
			R4-1-イ (最判平 24.2.2)
			R4-2-イ (最大判平 20.6.4)
			R4-2-ウ (最大判平 24.10.17)
			R 4 - 2 - エ(最大決平 25.9.4)
			R 2 - 1 - ア(最判平 20.4 .11) H30-1 - エ(最判平 20.3 . 6 )など
			・判例の流れを説明した講義またはテキストを利用す
			る (H29-1)
			· (1140-1)
		   ②未出題の分野(切り	②未出題の分野の対策もしっかりと行う
		口)からの出題あり	∵R4-1は人格権又は人格的利益、R2-2は人身の
		第2問(政党)	自由から初めて出題
	統治	①条文問題の出題なし	①条文対策
		・R6-3-ア~ウ・オ	・条文の音声学習を行う

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策
		・R5-3-ア~ウ	・条文知識の思い出し方を考える
		・R4-3-ア <b>〜</b> エ	
		・R3-3-ア~エ	
		・R1-2-イ・ウ	
		・H29-2-イ・エ	
		H29-3-ア・ウ	
		・H28-3-イ・ウ・オ	
		· H27-2	
		· H26-2	
	学説	①学説問題なし	①テキスト掲載の学説の内容、理由および批判は、余
	問題	· R1-3	裕があれば記憶
		・H29- 2 -ウ	::憲法の学説問題は、民法と異なり、知識がないと正解
		H29-3-エ・オ	できないものが多い
			→それ以外は、(答練・問題集)・模試で問題演習
	空欄	①今年度はなし	①空欄補充問題の解き方
	補充	ただ、憲法が最も多い	・候補のみを考える
	問題	· H30- 3	・判断しなくていい空欄もあり得る
		· H29- 1	・最後のほうまで読まないと絶対にわからないこと
		· H27-3	もある
		· H24- 2	→問題演習が重要
		· H22-1	
		· H22- 3	
		• H21-1	
		· H19-1	
民法	学説	①なし	①捨てる
	問題	※11 年連続 (H27~R7)	
	総則	①第4問は新しい切り	①これまでどおり
		口での出題、第5問・	
		第6問は典型論点か	
		らの出題	
		・果実( <b>第4問</b> )	
		・意思表示(第5問)	
		·代理 ( <b>第6問</b> )	

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策
1114	77.21	<ul> <li>※代理は、また2年に1回に?</li> <li>・R7-6 (有権代理)</li> <li>・R5-6 (無権代理)</li> <li>・R4-5 (有権代理)</li> <li>・R2-5 (無権代理)</li> <li>・H30-5 (有権代理)</li> <li>・H28-5 (無権代理)</li> <li>・H26-5 (有権代理・無権代理)</li> </ul>	
		②H29 債権法改正はわずか(条文問題。 <b>第5</b> 問・ウ)	②H29 債権法改正の学習は条文中心で行う
		③考えさせられる事例 問題なし	<ul><li>③総則は、1間は考えさせられる事例問題が出ることが考えられる。特に時効に多い(H29-6、H28-6、H26-6)。</li><li>→過去問・答練・模試で事例問題の練習</li></ul>
	物権総論	①出題数4問(R6~R2は4問、R1は5問)・物権的請求権(第7問)・不動産の物権変動(第8問)・即時取得(第9問)・所有者不明土地管理命令・所有者不明建物管理命令(第10問)	①これまでどおり
		②R3物権法改正が出題 (条文知識ばかり) ・第10問・ア〜オ	②R3物権法改正の学習は条文中心で行う

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策	
	担保	①出題数5問 (R6~R2	<b>①</b> これまでどおり	
	物権	は5問、R1は4問)		
		・担保権の行使( <b>第11</b>		
		問)		
		・先取特権(第 12 問)		
		・権利質(第13問)		
		·法定地上権(第 14 問)		
		・抵当権の消滅(第 15		
		問)		
		※譲渡担保権の出題な		
		し(R5から3年連		
		続。肢レベルでは出題		
		〔第 11 問・オ〕)		
		②未出判例が問われて	②抵当権および譲渡担保権は判例知識を増やす	
		いない		
			【譲渡担保権の未出判例】	
			■譲渡担保とは	
			①最判平 18. 2 . 7	
			買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動	
			産の <u>占有の移転を伴わない</u> 契約は、特段の事情のない限り、	
			債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は	
			譲渡担保契約と解するのが相当である。	
			:判例は、契約の形式にとらわれることなく、担保の実質に	
			即してどのような担保かを判断しようとする姿勢をとっ	
			てきている。	
			■淡淡地打印棒小头奶排作	
			■譲渡担保権の法的構成	
			②最判平 5.2.26 譲渡担保の目的物が滅失または損傷した場合に、損害保	
			酸波担保の目的物が微失または損傷した場合に、損害保 険から得られる被保険利益は、譲渡担保権者と設定者がそ	
			一次がの行りれる    放体    校体    校体    校本    校本	
			************************************	
			・虹町の刊列は、歳仮担本の仏的傳媒について「別有権は議	

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策
170		19147年度の円音	渡担保権者に移転するが、設定者にも一定の物権は残っ
			ている」と考えていると解されているので(判例の正確な
			位置づけを記憶する必要はない)、譲渡担保権者と設定者
			に被保険利益が認められたと考えられている。
			■譲渡担保の効力が及ぶ目的物の範囲
			※下記③④の判例の事案
			譲渡担保権者 譲渡担保権
			設定者
			土地の所有者
			③最判昭 40.12.17
			借地(賃借権)上の建物に譲渡担保権を設定する場合、設定
			者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾は不要であ
			る。
			<b>::民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たらないから</b>
			である。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担
			保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾
			が必要かが問題となる。
			④最判平 9.7.17 (28-15-エで出題)
			借地(賃借権)上の建物に譲渡担保権を設定する場合、譲
			渡担保権者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾
			が必要である。
			<b>::民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たるからであ</b>
			る。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権
			者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必
			要かが問題となる。
			■受戻権
			⑤最判昭 57. 1 .22
			譲渡担保の設定者の受戻権は、消滅時効にかからない。
			::一定の法律関係に当然に伴う権利であるからである。

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策	
	債権	①H29 債権法改正は	①H29 債権法改正も他の知識と同じように学習	
		12/20 肢		
		・債権譲渡(第 16 問・		
		イ~オ)		
		・弁済 ( <b>第 17 問・なし</b> )		
		・更改 (第 18 問・ウ~オ)		
		・賃貸借 (第19問・ア〜		
		<b>才</b> )		
		②H29 債権法改正は条	②H29 債権法改正は条文中心の学習を行う	
		文ばかり		
		③マイナー論点からの	③マイナー論点は力を入れない	
		出題なし		
		ex. R 4 -17(第三者の		
		ためにする契約)、		
		H 27-16 (選択債		
		権)		
	親族	①親族 1 問・相続 3 問	①親族と相続の力の入れ具合は変えない	
	相続			
		②少し易化	②親族・相続は民法の最後に解く	
		近年は難化傾向だっ		
		た(R 6-20〔補助〕、R		
		6-21 〔扶養〕、R 5-21 〔未		
		成年後見〕、R 5-22〔限		
		定承認〕)		
	親族	① R 4 改正(嫡出推定、	①出題の確率は高い	
		女性の再婚禁止期間		
		廃止)なし		
			OMEND TO MINING ( WOOD OO) 1244-7 ) L.V	
		②複雑な事例問題なし	②複雑な事例問題 (ex.H26-20) が苦手な方は、事例問	
			題の対策を少し多めにする	

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策
		③未出判例の出題なし	③余裕があれば未出判例・最新判例を押さえる
			ex. R 2 -20-オ(最決平 26. 4 .14)、R 1 -20- 4(最決平
			19. 3 .23)
			■嫡出推定が及ぶか
			・嫡出推定が及ぶ
			→ 嫡出否認の訴えで父子関係を否定
			・嫡出推定が及ばない
			→ 親子関係不存在確認の訴えで父子関係を否定
			判断基準
			「婚姻の成立の日から 200 日以内」(←令和 4 年の改正よっ
			て追加)、「婚姻の成立の日から 200 日を経過した後」また
			は「婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内」に生
			まれた子でも、妻が夫によって懐胎することが不可能な
			事実のあるときに嫡出推定が及ばない。
			①最判平 10.8.31
			「夫婦が子の出生する9箇月余り前に別居し、夫婦間には
			その以前から性交渉がなかったが、夫は、別居開始から子
			の出生までの間に、妻と性交渉の機会を有したほか、妻と
			なお婚姻関係にあることに基づいて婚姻費用の分担金や
			出産費用の支払に応ずる調停を成立させたなど判示の事
			実関係の下においては、嫡出否認の訴えによらずに夫が
			提起した親子関係不存在確認の訴えは、不適法である。」
			②最判平 12.3.14
			「夫と妻との婚姻関係が終了してその家庭が崩壊している
			との事情が存在することの一事をもって、夫が、民法 772
			条により嫡出の推定を受ける子に対して、親子関係不存
			在確認の訴えを提起することは許されない。」
			③最決平 25.12.10
			「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条
			1 項の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判
			を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、民法 772 条の
			規定により夫の子と推定されるのであり、夫が妻との性

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策
			的関係の結果もうけた子であり得ないことを理由に実質
			的に同条の推定を受けないということはできない。」
	相続	①計算問題なし	①計算問題(ex. R1-23)や複雑な事例問題(ex.H29-
			23、H25-22、H24-23)が苦手な方は、事例問題の対
			策を少し多めにする
		②H30 相続法改正	②H30 相続法改正も他の知識と同じように学習
		・配偶者居住権( <b>第 22</b>	②1130 相続伝送正も個の知識と同じま)に予日
		問・ア〜オ)	
		・遺留分 (第23 問・イ・	
		I)	
		③未出判例の出題あり	③余裕があれば最新判例を押さえる
		第21問・イ 最判令	<u>最判平 27.11.20</u>
		元8.9))	遺言者が自筆証書である遺言書に <u>故意に斜線を引く行為</u>
			は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合
			であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文
			面全体の左上から右下にかけて引かれている民法 1024
			条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺
			言を撤回したものとみなされる。
刑法	出題	①出題実績のない論点か	①テキスト掲載の犯罪に絞る
	論点	らの出題( <b>第 26 問</b> )	
		あり ・錯誤( <b>第 24 問</b> )	
		・ 組入	
		問)	
		・背任罪( <b>第 26 問</b> )	
	学説	①なし	①捨てる
	問題	※21 年連続(H17~R 7)	

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策
会社法	難易	①会社法の難易度とし	①難化しても基本的な問題を確実に得点するのが第
(商法)	度	ては例年よりも易し	<b>→</b>
		い(3年連続)	
	過去	過去間で正解できる問	過去問の重要性は高くなっているが、未出知識の対策
	問	題が多い(7/9間)	も必ず行う
		・第 27 問	
		・第 28 問	
		・第 29 問	
		・第 30 問	
		・第31問	
		・第 32 問	
		・第 33 問	
		R 6 5/9問	
		R5 8/9問	
	H26	①0/45肢	①改正点も通常どおり学習
	改正	·R6:0/45肢	
		·R5:0/45肢	
		·R4:3/45 肢	
		·R3:11/45 肢	
		·R2:10/45 肢	
		・R1:1/45 肢	
		・H30: 1 /45 肢	
		・H29: 0 /45 肢	
		・H28:13/45 肢	
		・H27:1/45 肢	
	R1	① 0 /45 肢	①改正点も通常どおり学習
	改正	·R6:1/45肢	
		·R5:1/45肢	
		·R4:1/45肢	
		·R3:0/45肢	

科目	分野	令和7年度の内容			
	設立	①H30 まで難化傾向が	①余裕があれば答練・模試の知識を拾う		
		続いていたが R1以			
		降は基本問題( <b>第 27</b>			
		問)			
		②純粋な設立以外の肢	②純粋な設立以外の肢が含まれる前提で解く		
		は含まれていない			
		・R 6 -27-エ・オ			
		・R 3 -27-オ			
		・H30-27-ア・オ			
		・H28-27-オ			
		・H27-27-エ・オ			
		・H26-27-イ・オ			
		・H24-27-ア			
	判例	①第 27 問・ウ、第 28	①テキスト掲載の判例が少ないなら"少し"判例知識		
		問・イ	を増やす		
	学説	①なし	①捨てる。また、これまで出題された会社法の学説問		
	問題	※11 年連続 (H27~R7)	題は、知識で対応するのは困難(H26-31、H25-32、		
			H22-31)。		
	商法	①商行為各論からの出	①商行為各論まで学習したほうがいい		
		題(第 35 問)	∵H21 以降 8 / 17 (R 7 - 35、R 5 - 35、R 3 - 35、R 2 -		
			35、R 1 -35、H30-35、H23-35、H22-35)が商行為		
		「立法の株件」	各論		
		【商法の構成】	【商行為各論の未出論点】		
		第1編 総則 第2編 商行為			
		第1章 総則			
		第2章 売買			
		第3章 交互計算	第3章 交互計算		
		第4章 匿名組合			
		第5章 仲立営業			
		第6章 問屋営業			
		第7章 運送取扱営業	第7章 運送取扱営業		

科目	分野	令和7年度の内容	令和8年度の対策
		第8章 運送営業	第8章 運送営業
		第9章 寄託(場屋営	
		業・倉庫営	
		業)	
		第3編 海商	

- 2. 全肢(少なくとも間違えた問題)とテキスト・過去問を照らし合わせる
- 3. 「択一再現」を行う(思考過程を書き出す)
- 4 「できなかった箇所」だけを見ない

「できた箇所」も見る

- ex1. 直前期に単に「テキストを読み込むこと」をやめ、アウトプットをしながら テキストを読んだため、点数が上がった
- ex2. 憲法の苦手意識は克服できた
- ex3. (専業受験生の方) 1日の勉強時間が10時間をきることはなかった
- ex4. (兼業受験生の方) 1日5~6時間勉強できた

## 松本雅典(本講座担当講師)

担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」(全 135 回)
11	1 一 再 座	演習講座「リアリスティック記述完成講座」(全 20 回)
	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』(自由国民社)
	勉強法	『【第4版】司法書士5ヶ月合格法』(自由国民社)
	心出心	『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』(すばる舎)
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック1 民法I[総則]』(辰已法律
		研究所)
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ [物権]』(辰已法律
		研究所)
		『【第6版】司法書士試験 リアリスティック3 民法Ⅲ[債権・親族・相
		続]』(辰已法律研究所)
		※2025 年 2 月発売
		『【第5版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法Ⅰ』(辰已法
		律研究所)
		『【第5版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法Ⅱ』(辰已法
	テキスト	律研究所)
	7771	『【第3版】 司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法
		I』(辰已法律研究所)
著		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック7 会社法・商法・商業登記法
書		Ⅱ』(辰已法律研究所)
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・
		民事保全法』(辰已法律研究所)
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』
		(辰已法律研究所)
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』(辰已法律研究所)
		※2025 年 3 月発売
	10 45 .	『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』(辰已法律研究所)
	ポイン	『スマートリアリ民法』(辰已法律研究所)
	ト集	※2025 年 9 月発売予定
		『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』(日本実業
		出版社)
		『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』(日本実
	記述	業出版社)
		『リアリスティック記述式問題集・基本編 ―― 不動産登記・商業登記』
		(辰巳法律研究所)
		『リアリスティック記述式問題集・応用編 ―― 不動産登記・商業登記』
		(辰已法律研究所)

ネット	All About で連載中	
メディア	https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
運営サイト	司法書士試験リアリスティック https://sihousyosisikenn.jp/	
X (旧Twitter)	松本 雅典(司法書士試験講師)@matumoto_masa https://x.com/matumoto_masa	
Instagram	matumoto_masanori https://www.instagram.com/matumoto_masanori/	
YouTube	YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」 https://www.youtube.com/@realistic-matumoto	

## 【近日開催・公開講座】

・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像 (無料・要予約・定員制)

東京

7月13日(日)12:00~15:15 東京本校(高田馬場)LIVE

担当講師:松本 雅典

※LIVE のご予約は以下のページからお願いいたします。

https://tatsumionline.stores.jp/items/676e6c782ca89e000108963f



・直近5年の法改正を総整理!離婚後の共同親権、民事訴訟の完全オンライン化も(無料・ 要予約・定員制)

大阪

7月19日(土) 15:00~16:00 大阪(外部会場。大阪府大阪市北区堂山町 3-3日本生命梅田ビル 5F)

担当講師:松本 雅典

※LIVE のご予約は以下のページからお願いいたします。

https://tatsumionline.stores.jp/items/684e551aff6e720001cc4418



東京

7月21日 (月・祝) 15:00~16:00 東京本校 (高田馬場) LIVE

担当講師:松本 雅典

※LIVE のご予約は以下のページからお願いいたします。

https://tatsumionline.stores.jp/items/684e551cff6e720001cc4422



・受験経験者も勝負は基礎で決まる!なぜリアリ基礎講座なら諦めずに合格を目指せるのか (無料・予約要・定員制)

東京

7月21日(日)16:30~17:30 東京本校(高田馬場)LIVE & YouTube LIVE 担当講師:松本 雅典

※LIVE のご予約は以下のページからお願いいたします。

https://tatsumionline.stores.jp/items/684e551cff6e720001cc4422



・【特別対談】丸暗記からの脱却! "抽象化"で突破する!司法書士試験×行政書士試験(無料・予約要・定員制)

東京

8月2日 (土) 19:00~20:00 東京本校 (高田馬場) LIVE

担当講師:山田斉明先生、松本雅典

※LIVE のご予約は以下のページからお願いいたします。

https://tatsumionline.stores.jp/items/684e551cff6e720001cc4422



## あなたの熱意 辰已の誠意

辰 已 法 律 研 究 所

東京本校:〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) https://service.tatsumi.co.jp/

大阪本校: 〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル3階 TEL06-6311-0400 (代表)